

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	実習型雇用支援事業	事業開始年度	平成21年度	作成責任者		
担当部局庁	職業安定局派遣・有期労働対策部	担当課室	企画課	企画課長		
会計区分	一般会計・労働保険特別会計(雇用勘定)	上位政策	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第1号、雇用保険法施行規則附則第15条の10	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	現下の厳しい雇用失業情勢の中、離職を余儀なくされた非正規労働者など、十分な技能及び経験を有しない求職者について、新規成長・雇用吸収分野等において、これらの者を一定期間実習型雇用として受入、実習等により企業の人材ニーズに合った人材育成を図ること等を通じて、これらの者の常用労働者としての早期再就職の実現を図るとともに、事業主の人材確保を促進することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原則として6か月間の有期雇用として求職者を受け入れ、実習・座学を通じて企業のニーズに合った人材に育成し、その後常用雇用を行う事業主に対して、以下の助成金を支給する。 ①実習型試用雇用奨励金 …… 実習型雇用で対象者を雇い入れた日から1か月単位で月額4万円を最大3か月 ②実習型雇用助成金 …… 実習型雇用で対象者を雇い入れた日から1か月単位で最初の3か月は月額6万円、4か月目以降から6か月目までは月額10万円 ③正規雇用奨励金 …… 常用雇用に移行した日から半年定着ごとに50万円ずつ支給し、最大100万円					
実施状況	平成21年度中に実習型雇用により雇い入れた公共職業安定所の求職者数は19,436人(3月31日現在)。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)			1,920	10,008	20,908
	執行額			39		
	執行率			2%		
	総事業費(執行ベース)			39		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	定期的に各都道府県労働局からの実績報告により把握しており、平成21年度中に実習型雇用で雇い入れられた求職者数は19,436人となっているところである。				
	見直しの余地	厳しい雇用失業情勢を踏まえ、平成22年度についても、本事業の着実な実施が必要である。なお、現在の実施状況を勘案し、対象者を「緊急人材育成支援事業による職業訓練修了後、一定期間経過しても就職が決まっていない者」に重点化を図ったところである。				
予算チームの監視・効率化	概ね妥当であるが、引き続き予算の執行状況等に留意し、今後見直すべきところは予算に反映すべき。					
補記	平成21年度に本事業により実習型雇用が開始した者に係る②実習型雇用助成金及び③正規雇用奨励金は、「緊急人材育成・就職支援基金」から支給しているが、「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」(21年10月16日閣議決定)により、「緊急人材育成・就職支援基金」は、経過措置を除き、平成21年度をもって終了することになったため、平成22年度以降に実習型雇用を開始した者については、各都道府県労働局にて支給することとなった。					

厚生労働省
(39百万円)

〔 予算示達 〕



A. 都道府県労働局
(39百万円)

● 実習型試行雇用奨励金の支給



実習型試行雇用奨励金

事業主
(39百万円)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	実習型試行雇用奨励金の支給	39			
計		39	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0